

# 空き家の手入れをしていきますか？

少子高齢化や核家族化、過疎化などを背景に、空き家が増加しています。また、空き家等を放置することによつて、近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例も増えています。

空き家を所有されている方は適正な管理につとめ、空き家の利活用や解体することも考えましょう。

## 適正な管理

定期的なメンテナンスで  
現状維持

通風、換気、家の周りの  
清掃、草取りなど

## 売却・賃貸

住みたい人に住んでもらって  
有効活用

『空き家バンク制度』の  
利用も一つの方法です！

## 解 体

新たな利用を考えることで  
資産を活かす

駐車場、菜園、土地の売  
却・賃貸など

## 『空き家バンク制度』

市では、市内の空き家の情報を  
U I ターン希望者等に提供する「空  
き家バンク制度」を実施しています。

賃貸または売却可能な物件をお  
持ちの方は、人口拡大課までご連  
絡ください。

### 【問い合わせ先】

市人口拡大課 ☎ 31-0173

家は使われなくなると、傷みが早くなります。

空き家になってからではなく、空き家になる前から考えておきましょう。

## 『老朽危険空家除却支援事業』のご案内

老朽危険空家の除却を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、危険な状態にある老  
朽危険空家の所有者等に対して除却工事費の一部を補助します。



### 〈補助の対象となる老朽危険空家〉

- ・おむね 1 年以上空き家であり、今後も使用される見込みのないもの
- ・木造または鉄骨造の住宅（併用住宅については、住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上のもの）
- ・倒壊のおそれがあり、かつ敷地周囲（公道、隣家等）に及ぼす危険性が著しいと認められるもの

### 〈補助金額〉

「実際の除却工事費」または「国が示す標準的な除却工事費」のいずれか低い方の額の 4/10 以内  
(補助限度額 50 万円)

〈事業の対象者〉 補助の対象となる老朽危険空家の所有者等で市税の滞納がない方

# 地震に備えて木造住宅の耐震化をしましょう！

近年、大規模地震が日本全国で多発しており、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくありません。また、昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震基準の住宅は、耐震性が不足している可能性があり、地震による住宅の倒壊等の被害が発生するおそれがあります。

地震による木造住宅の倒壊を防止するため、まずは木造住宅の耐震診断を行いましょう。

## 『木造住宅耐震化促進事業』のご案内

地震による木造住宅の倒壊を防止し、安全安心な住まいで暮らしていただくため、木造住宅の所有者に対して  
耐震化を行う費用の一部を補助します。

### 〈補助の対象となる建物〉

- ・現に居住する（居住を予定しているものを含む）木造住宅で 2 階以下のもの  
(併用住宅については、住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上のもの)
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築または着工されたもの
- ・耐震診断の結果、耐震性がないと判断されたもの（耐震診断以外の事業）

### 〈補助金額〉

- ・耐震診断…耐震診断費の 9/10 以内（補助限度額 6 万円）
- ・耐震補強計画作成…補強設計費の 2/3 以内（補助限度額 20 万円）
- ・耐震改修工事…耐震改修工事費の 23% 以内（補助限度額 80 万円）
- ・解体工事…解体工事費の 23% 以内（補助限度額 20 万円）

〈事業の対象者〉 補助の対象となる建物の所有者で市税の滞納がない方



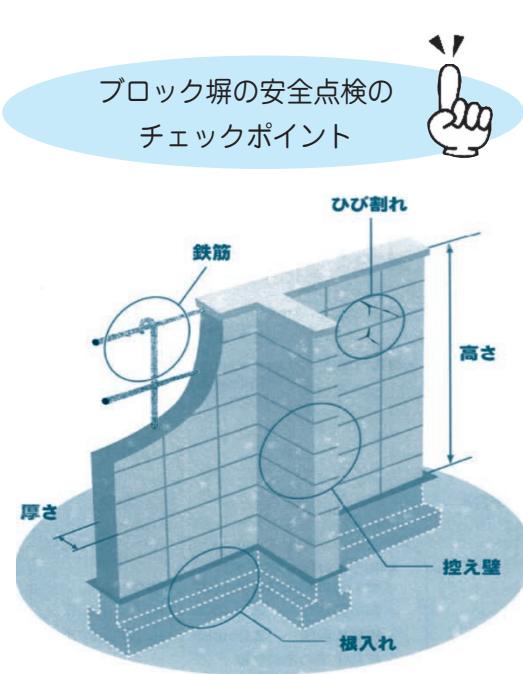
# そのブロック塀は安全ですか？

## まずは早めの点検を行いましょう！

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により、尊い命が奪われました。

日本では、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくありません。誰もが安心して暮らせるよう、ブロック塀や組積造の塀（れんが造、石造等）の所有者・管理者の皆さんには、安全点検を行いましょう。

大切な命と  
財産、そして  
みんなの暮らしを  
守るために



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会  
2013.1より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがありますれば、専門家（建築士、ブロック塀診断士等）に相談しましょう。

- 1 塀は高すぎないか ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
  - 2 塀の厚さは十分か
    - ・塀の厚さは10cm以上か。  
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
  - 3 控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）
    - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
  - 4 基礎があるか ・コンクリートの基礎があるか。
  - 5 塀は健全か ・塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか。
- 〈専門家に相談しましょう〉
- 6 塀に鉄筋は入っているか
    - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
    - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

### 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。（測る部分から頂部までの高さの1/10以上）
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。〈専門家に相談しましょう〉

### 『ブロック塀等安全確保事業』のご案内

地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保のため、避難路として指定された道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却工事費の一部を補助します。

#### 〈補助の対象となるブロック塀等〉

- ・ブロック塀等（補強コンクリートブロック造、組積造）
- ・高さが0.8mを超えるもの
- ・地震による倒壊の危険性があると判定されたもの
- ・避難路（通学路等）に面して設置されたもの
- ・建築基準法に違反していないもの

#### 〈補助金額〉

「ブロック塀等の除却工事費」または「ブロック塀等の長さ1mあたり8万円を乗じた額」のいずれか低い方の額の2/3以内（補助限度額20万円）

#### 〈事業の対象者〉

補助の対象となるブロック塀等の所有者等で市税の滞納がない方

### 「老朽危険空家除却支援事業」「木造住宅耐震化促進事業」「ブロック塀等安全確保事業」 各種補助事業の申込み・問い合わせについて

〈受付期間〉 6月1日(月)～12月18日(金) ※予算の上限に達した場合は、その時点で受付を締め切ります。

※令和3年2月26日(金)までに事業が完了するものに限ります。

〈申込方法等〉 •申請書の提出の前に、補助事業の対象となるかどうかの確認を行いますので、まずは建築課まで問い合わせください。補助事業の対象となることが確認されましたら、申請書および必要書類を提出してください。

•詳しくは、市ホームページをご覧いただけます。建築課まで問い合わせください。

※必ず工事等に着手する前に申請してください。事後の申請は補助の対象となりません。

【申込み・問い合わせ先】 市建築課 ☎ 31-0668